

## 令和5年第2回定例会 提出議案件名一覧表(6月1日)

議案第4号	令和5年度三重県一般会計補正予算(第2号)
議案第5号	こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第6号	三重県文化振興条例案
議案第7号	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
議案第8号	三重県県税条例の一部を改正する条例案
議案第9号	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第10号	工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P3橋脚))
議案第11号	工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P4橋脚))
議案第12号	工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P5橋脚))
議案第13号	財産の取得について
議案第14号	財産の処分について



令和5年第2回定例会6月定例会議 意見書案一覧表

令和5年6月

[意見書案]

○議員発議

- |         |   |
|---------|---|
| 意見書案第1号 | 地方財政の充実及び強化を求める意見書案                           |
| 意見書案第2号 | 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案                      |
| 意見書案第3号 | マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い紙の健康保険証を廃止することの再考を求める意見書案 |



意見書案第1号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和5年6月26日

提出者

龍 神 啓 介

辻 内 裕 也

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

山 崎 博

山 内 道 明

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

藤 田 宜 三

村 林 聡

長 田 隆 尚

## 地方財政の充実及び強化を求める意見書案

地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴うこども・子育て支援、医療及び介護等の社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策並びに行政のデジタル化の推進等、より新しく、かつ、極めて多岐にわたる役割が求められている。さらに、新型コロナウイルス感染症、近年多発している大規模災害並びに原油価格及び物価の高騰への対応も求められている。

一方で、地方公務員等公的サービスを担う人材の不足は深刻であり、様々な政策課題に対応しなければならない現場は疲弊している。

こうした地方公共団体の様々な政策課題への財源対応について、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応し得るのか、懸念される状況である。

このため、令和6年度の政府予算及び地方財政計画の検討に当たっては、新たな行政需要等も把握しながら、歳入及び歳出を的確に見積もり、安定的な地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項の実現を強く求める。

### 記

- 1 社会保障の維持及び確保、防災・減災対策、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組、デジタル化推進、物価高騰対策、地域公共交通の再構築等、増大する地方公共団体の行政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 こども・子育て支援制度、介護保険制度及び生活困窮者自立支援制度の運営、児童虐待防止、地域医療の確保、幼児教育・保育の無償化等、急増する社会保障ニーズへの対応が地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関係経費に係る予算の拡充を図るとともに、それらの対応を担う人材の確保

のための地方財政措置を講ずること。

- 3 地方交付税の法定率を引き上げる等、臨時財政対策債に頼らない、より自主的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の税源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税及び消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行う等、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制及び保健所も含めた医療提供体制について、地方公共団体での混乱が生じることのないよう、十分な財源措置及び速やかな情報提供等を行うこと。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として令和5年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持及び発展に向けて恒久的な財源とすること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用については、令和6年度から可能となる勤勉手当の支給を含め、今後も当該職員の処遇改善及び雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行う等により、財政需要を十分に満たすようにすること。
- 7 デジタル・ガバメントの推進における地方公共団体の自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保する等、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 8 森林環境譲与税については、林業に係る財政需要の大きい地方公共団体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

内閣府特命担当大臣（地方創生）

意見書案第2号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案

上記提出する。

令和5年6月26日

提 出 者

龍 神 啓 介

辻 内 裕 也

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

山 崎 博

山 内 道 明

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

藤 田 宜 三

村 林 聡

長 田 隆 尚

## 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案

現在、歯科健診は、乳幼児に対しては母子保健法に基づき、小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒に対しては学校保健安全法に基づき実施が義務付けされている。

一方、成人に対しては健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき歯科健診が実施されているものの、実施が義務付けされていない。また、労働安全衛生法に基づき事業所において実施が義務付けされている歯科健診の対象も、有害業務に従事する労働者に限られている。このため、成人期以降の歯科健診は十分とは言えない現状である。

近年、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等については、科学的な根拠が明らかになっており、健康寿命を延ばすためには、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要であることから、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

こうした中、国においては、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討を行うことが初めて盛り込まれ、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現に向けた機運が高まりつつある。

よって、本県議会は、国において、生涯を通じた国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を更に進めるとともに、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 早期に国民皆歯科健診実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講じること。

- 4 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

意見書案第3号

マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い紙の健康保険証を廃止することの再考を求める意見書案

上記提出する。

令和5年6月26日

提 出 者

吉 田 紋 華

稲 森 稔 尚

## マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い 紙の健康保険証を廃止することの再考を求める意見書案

現在、国はマイナンバーカードの普及を推進しているが、マイナンバーに別人の情報がひも付けされていたこと、同姓同名の別人にマイナンバーカードが交付されていたこと等、様々な問題が発生しており、県民から不安の声が上がっている。

その中でも、マイナンバーカードの健康保険証利用については、特に大きな問題である。国は、マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い、現行の紙の健康保険証を令和7年秋に廃止する方針である。しかし、マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合に窓口で資格確認ができなかった事例も起きている。現時点では、マイナンバーカードで資格確認ができない場合でも、紙の健康保険証があれば資格確認ができた事例もあるが、この問題を解決しないまま、令和7年秋に紙の健康保険証を廃止するという方針は、国民全体にも大きな不安を呼んでいる。

あえて紙の健康保険証を廃止するメリットはなく、かえってマイナンバーカードの健康保険証利用によって命に関わるトラブルが発生することも危惧される。さらに、報道機関の世論調査においても、紙の健康保険証の廃止の撤回又は延期を求める声は半数を超えている。

よって、本県議会は、国において、マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う紙の健康保険証を廃止することの再考を行うよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

デジタル大臣



令和5年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

区 分	件 名	概 要																		
<p>◎その他議案 (3件)</p> <p>総務部</p>	<p>【議案第 15 号】 公安委員会委員の選任につ き同意を得るについて</p> <p>【議案第 16 号】 人事委員会委員の選任につ き同意を得るについて</p> <p>【議案第 17 号】 収用委員会委員の選任につ き同意を得るについて</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案 3件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>公安委員会委員に次の者を選任するにあたり、警察法第 39条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">吉 田 すみ江</p> <p>人事委員会委員に次の者を選任するにあたり、地方公務 員法第9条の2第2項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">浅 尾 光 弘</p> <p>収用委員会委員に次の者を選任するにあたり、土地収用 法第52条第3項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">稲 垣 朋 子</p>	予 算	- 件	}	議案 3件	条 例 案	- 件	その他議案	3件	認 定	- 件	報 告	- 件	提 出	- 件	計	3件		
予 算	- 件	}	議案 3件																	
条 例 案	- 件																			
その他議案	3件																			
認 定	- 件																			
報 告	- 件																			
提 出	- 件																			
計	3件																			



## 検討会等設置一覧表

<p>1 子どもに関する政策討論会議</p> <p>(1) 設置目的 子どもに関する喫緊の政策課題について、子どもに寄り添った政策立案及び政策提言に関する調査及び検討を行うため</p> <p>(2) 定 数 12 人以内</p> <p>(3) 構成議員 議長が指名する者</p> <p>(4) 設置期間 当該調査及び検討の終了まで</p>
<p>2 再生可能エネルギーに関する検討会</p> <p>(1) 設置目的 再生可能エネルギーの導入に関して、調査及び検討を行うため</p> <p>(2) 定 数 10 人以内</p> <p>(3) 構成議員 議長が指名する者</p> <p>(4) 設置期間 当該調査及び検討の終了まで</p>



## 議 員 派 遣 一 覧 表

## 1 全国都道府県議会議長会創立 100 周年記念式典

## (1) 派遣目的

全国都道府県議会議長会の創立以来の取組や成果としての地方議会の機能強化につながる制度改正を振り返り、100周年という節目を祝賀することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和5年7月18日 1日間

(4) 派遣議員 芳野 正英 議員 谷川 孝栄 議員

## 2 新任議員研修会

## (1) 派遣目的

新たに議員となった者を中心として、地方議会の基礎的な制度と運営について学ぶとともに、地方行財政を取り巻く諸課題など議員の職務遂行に必要な共通知識を深めることを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和5年8月8日 1日間

(4) 派遣議員 荊原 広樹 議員 伊藤 雅慶 議員

世古 明 議員 松浦 慶子 議員

芳野 正英 議員

### 3 第17回紀伊半島三県議会交流会議

#### (1) 派遣目的

「第17回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 和歌山県和歌山市

(3) 派遣期間 令和5年8月8日 1日間

(4) 派遣議員 藤根 正典 議員 野口 正 議員  
谷川 孝栄 議員 東 豊 議員

## 6月30日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案の配付について

日程第1 議案第4号、議案第5号及び議案第7号から議案第14号まで

〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 常任委員会の審査事項及び調査事項に関する報告の件

日程第3 意見書案第1号から意見書案第3号まで

〔討論、採決〕

日程第4 議案第15号から議案第17号まで

〔提案説明、採決〕

日程第5 検討会等設置の件

日程第6 議員派遣の件

休会の件

散 会

---

委員長会議

再生可能エネルギーに関する検討会（※設置が決定された場合）

広聴広報会議



## 常任委員会、予算決算常任委員会分科会 開催順序（変更後）

【令和5年】

●10月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

10/5(木)	政策企画雇用経済観光(雇)	防災県土整備企業(防)	教育警察(教)
10/6(金)	総務地域連携交通(地)	環境生活農林水産(農)	医療保健子ども福祉病院(子・病)
10/10(火)	政策企画雇用経済観光(政・観)	防災県土整備企業(県・企)	教育警察(警)
10/11(水)	総務地域連携交通(総)	環境生活農林水産(環)	医療保健子ども福祉病院(医)

●10・11月 予算決算常任委員会分科会（単独開催）

10/31(火)	政策企画雇用経済観光	防災県土整備企業	医療保健子ども福祉病院
11/1(水)	総務地域連携交通	環境生活農林水産	教育警察

●12月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

12/11(月)	政策企画雇用経済観光(政・観)	防災県土整備企業(防)	医療保健子ども福祉病院(医)
12/12(火)	総務地域連携交通(地)	環境生活農林水産(環)	教育警察(警)
12/13(水)	政策企画雇用経済観光(雇)	防災県土整備企業(県・企)	医療保健子ども福祉病院(子・病)
12/14(木)	総務地域連携交通(総)	環境生活農林水産(農)	教育警察(教)

○（ ）内は、部局名。

総：総務部・部外、 政：政策企画部、 地：地域連携・交通部、 防：防災対策部、 医：医療保健部、  
子：子ども・福祉部、 環：環境生活部、 農：農林水産部、 雇：雇用経済部、 観：観光部、 県：県土整備部、  
企：企業庁、 病：病院事業庁、 教：教育委員会、 警：警察本部

○ 審査・調査対象の部局は、当該委員会に付託される議案等の状況により、委員長の判断で開催する順序を変更することが出来るものとする。なお、委員会の開催日は変更しない。

○ 委員会室	総務地域連携交通常任委員会	301 委員会室
	政策企画雇用経済観光常任委員会	302 委員会室
	環境生活農林水産常任委員会	201 委員会室
	医療保健子ども福祉病院常任委員会	501 委員会室
	防災県土整備企業常任委員会	202 委員会室
	教育警察常任委員会	502 委員会室



## 令和5年第2回定例会日程(案)

月	日	曜	日	程	備	考
9月	11日	月	休	会		議会運営委員会
	12日	火	休	会		
	13日	水	休	会		
	14日	木	休	会		
	15日	金	休	会		
	16日	土				
	17日	日				
	18日	月			(敬老の日)	
	19日	火	本会議	議案上程(9月定例月会議)		議案聴取会 議会運営委員会
	20日	水	休	会		
	21日	木	休	会		
	22日	金	本会議	議案質疑		議会運営委員会
	23日	土			(秋分の日)	
	24日	日				
	25日	月	休	会		
	26日	火	本会議	一般質問		
	27日	水	休	会		
	28日	木	本会議	一般質問		
	29日	金	休	会		
	30日	土				
10月	1日	日				
	2日	月	本会議	一般質問		
	3日	火	委員会	予算決算常任委員会(企業会計決算) (予算決算常任委員会総括質疑)		
	4日	水	休	会	全員協議会(展開方針、予算調製方針)	
	5日	木	委員会	付託議案審査〔政策企画 <b>雇用経済観光</b> 、 <b>防災</b> 県土整備企業、 <b>教育警察</b> の各常任委員会・分科会〕		
	6日	金	委員会	付託議案審査〔総務 <b>地域連携交通</b> 、 <b>環境生活農林水産</b> 、 <b>医療保健子ども福祉病院</b> の各常任委員会・分科会〕		
	7日	土				
	8日	日				
	9日	月			(スポーツの日)	
	10日	火	委員会	付託議案審査〔 <b>政策企画雇用経済観光</b> 、 <b>防災</b> 県土整備企業、 <b>教育警察</b> の各常任委員会・分科会〕		
	11日	水	委員会	付託議案審査〔 <b>総務</b> 地域連携交通、 <b>環境生活農林水産</b> 、 <b>医療保健</b> 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕		
	12日	木	休	会	(常任委員会予備日)	
	13日	金	休	会	(委員会等予備日)	
	14日	土				
	15日	日				
	16日	月	本会議	代表質問 予算決算常任委員会(採決)		
	17日	火	休	会		
	18日	水	休	会		代表者会議 議会運営委員会
	19日	木	休	会		
	20日	金	本会議	採決 議案上程 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算)		
	21日	土				
	22日	日				
	23日	月	委員会	全員協議会(定期監査結果、内部統制) 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)		
	24日	火	委員会	予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)		
	25日	水	休	会		
	26日	木	休	会		
	27日	金	休	会		
	28日	土				
	29日	日				
	30日	月	委員会	予算決算常任委員会(決算総括質疑)		
	31日	火	委員会	予算決算常任委員会分科会〔政策企画 <b>雇用経済観光</b> 、 <b>防災</b> 県土整備企業、 <b>医療保健</b> 子ども福祉病院〕		

月	日	曜	日 程	備 考
11月	1日	水	委員会 予算決算常任委員会分科会〔総務地域連携交通、 環境生活農林水産、教育警察〕	
	2日	木	休 会 (委員会等予備日)	
	3日	金	休 会 (文化の日)	
	4日	土	休 会	
	5日	日	休 会	
	6日	月	休 会	
	7日	火	休 会	
	8日	水	休 会	代表者会議
	9日	木	休 会	
	10日	金	休 会	
	11日	土	休 会	
	12日	日	休 会	
	13日	月	休 会	
	14日	火	休 会	
	15日	水	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
	16日	木	休 会	
	17日	金	休 会	
	18日	土	休 会	
	19日	日	休 会	
	20日	月	休 会	
	21日	火	休 会	
	22日	水	本会議 採決 議案上程(11月定例月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	23日	木	休 会 (勤労感謝の日)	
	24日	金	休 会	
	25日	土	休 会	
	26日	日	休 会	
	27日	月	休 会	
	28日	火	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	29日	水	休 会	
	30日	木	本会議 一般質問	
12月	1日	金	休 会	
	2日	土	休 会	
	3日	日	休 会	
	4日	月	本会議 一般質問	
	5日	火	休 会	
	6日	水	本会議 一般質問	
	7日	木	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	8日	金	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	9日	土	休 会	
	10日	日	休 会	
	11日	月	委員会 付託議案審査〔政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	12日	火	委員会 付託議案審査〔総務地域連携交通、環境生活農林水産、 教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	13日	水	委員会 付託議案審査〔政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	14日	木	委員会 付託議案審査〔総務地域連携交通、環境生活農林水産、 教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	15日	金	休 会 (常任委員会予備日)	
	16日	土	休 会	
	17日	日	休 会	
	18日	月	休 会 (委員会等予備日)	
	19日	火	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	20日	水	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	21日	木	本会議 閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

- ・ 9月19日(火) 午後5時
- ・ 11月22日(水) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

- ・ 7月1日(土)～9月18日(月)
- ・ 10月21日(土)～11月21日(火)

令和5年7月～令和6年6月 年間議事予定(案)

令和5年6月29日現在

日	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1	土	火	金	日	水	金	月	木	金	月	水	土
2	日	水	土	月	火	土	火	金	土	火	木	日
3	月	木	日	火	金	日	水	土	日	水	金	月
4	火	金	月	水	土	月	木	日	月	木	土	火
5	水	土	火	木	日	火	金	月	火	金	日	水
6	木	日	水	金	月	水	土	火	水	土	月	木
7	金	月	木	土	火	木	日	水	木	日	火	金
8	土	火	金	日	水	金	月	木	金	月	水	土
9	日	水	土	月	木	土	火	金	土	火	木	日
10	月	木	日	火	金	日	水	土	日	水	金	月
11	火	金	月	水	土	月	木	日	月	木	土	火
12	水	土	火	木	日	火	金	月	火	金	日	水
13	木	日	水	金	月	水	土	火	水	土	月	木
14	金	月	木	土	火	木	日	水	木	日	火	金
15	土	火	金	日	水	金	月	木	金	月	水	土
16	日	水	土	月	木	土	火	金	土	火	木	日
17	月	木	日	火	金	日	水	土	日	水	金	月
18	火	金	月	水	土	月	木	日	月	土	土	火
19	水	土	火	木	日	火	金	月	火	金	日	水
20	木	日	水	金	月	水	土	火	水	月	月	木
21	金	月	木	土	火	木	日	水	木	日	火	金
22	土	火	金	日	水	金	月	木	金	月	水	土
23	日	水	土	月	木	土	火	金	土	火	木	日
24	月	木	日	火	金	日	水	土	日	水	金	月
25	火	金	月	水	土	月	木	日	月	木	土	火
26	水	土	火	木	日	火	金	月	火	金	日	水
27	木	日	水	金	月	水	土	火	水	土	月	木
28	金	月	木	土	火	木	日	水	木	日	火	金
29	土	火	金	日	水	金	月	木	金	月	水	土
30	日	水	土	月	木	土	火		土	火	木	日
31	月	木		火	水	日	水		日		水	

- 本会議開催日
- 議決休会日
- 休日休会日

(注) 令和5年6月29日時点での年間議事予定のため、その後変更される場合があります。最新の日程は三重県議会ホームページの『月別の日程』でご確認ください。



## 電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい電力需給状況が予想され、政府から「電力需給ひっ迫注意報」等が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において以下の2段階の対応を行います。

### 1 第1段階

#### (1) 状況

関係エリアに対し、政府が「電力需給ひっ迫注意報」を発令したとき。

※あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が5～3%の見通しとなった場合、前日16:00を目途に注意報が発令されます。

#### (2) 県の対応

- ①（夏季の場合）空調（電気式）の設定温度を1℃上げます。
- ②（冬季の場合）空調（電気式）の設定温度を1℃下げます。
- ③ 1台を除き、エレベータを停止します。
- ④ 照明を1/2とします。
- ⑤ 該当する市町へ情報提供します（前日のうちに周知）。

### 2 第2段階

#### (1) 状況

関係エリアに対し、政府が「電力需給ひっ迫警報」を発令したとき。

※あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日16:00を目途に警報が発令されます。

#### (2) 県の対応

- ① 可能な限り空調（電気式）を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ② 照明を全て消します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ③ 該当する市町へ情報提供します（前日のうちに周知）。

### 3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあつては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあつては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。



## 電力需給ひっ迫時における本会議及び委員会の対応について（案）

### 1 第1段階（電力需給ひっ迫注意報発令）となった場合

#### 【本会議】

- ① 照明を1/2～1/3程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を1℃上げる。

#### 【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を1℃上げる。

### 2 第2段階（電力需給ひっ迫警報発令）となった場合

#### 【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の要否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

#### 【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の要否を委員会に諮る。